

議案第 6 2 号

うるま市市道路線の廃止及び認定について

うるま市市道路線を次のとおり廃止及び認定するに当たり、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

路線の廃止

No.	路線名	起点	終点	主要な 経過地
1	宮里城原線	宮里 8 番	宮里 8 4 1 番 2	江洲 宮里

路線の認定

No.	路線名	起点	終点	主要な 経過地
1	宮里 6 - 2 0 2 号線	江洲宮里線	宮里 6 - 3 4 号線	宮里
2	江洲 6 - 2 0 3 号線	県道 2 2 4 号線	宮里 2 0 0 0 番 1 2	江洲
3	仲嶺 5 - 6 7 号線	仲嶺上江洲線	喜屋武 5 - 1 2 号線	仲嶺
4	高江洲 6 - 2 0 4 号線	高江洲 6 - 1 9 号線	高江洲 8 9 8 番	高江洲
5	勝連 2 - 6 0 号線	県道 8 号線	県道 3 7 号線	勝連 平安名 与那城 屋慶名
6	与那城 1 3 2 号線	一般農道宮城線	与那城宮城 2 7 8 3 番	与那城 宮城
7	石川 1 1 7 号線	国道 3 2 9 号	石川 9 9 号線	石川

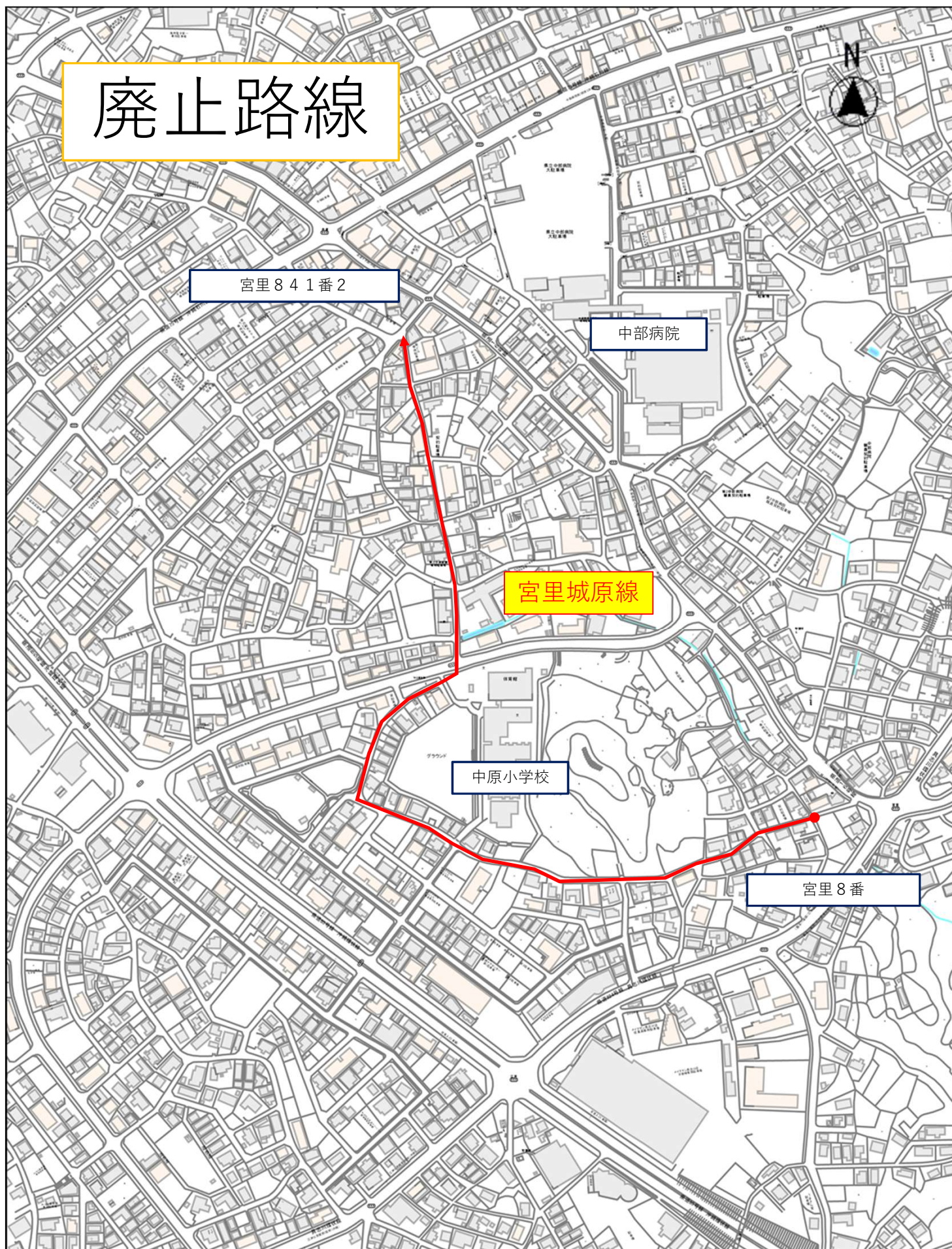
令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

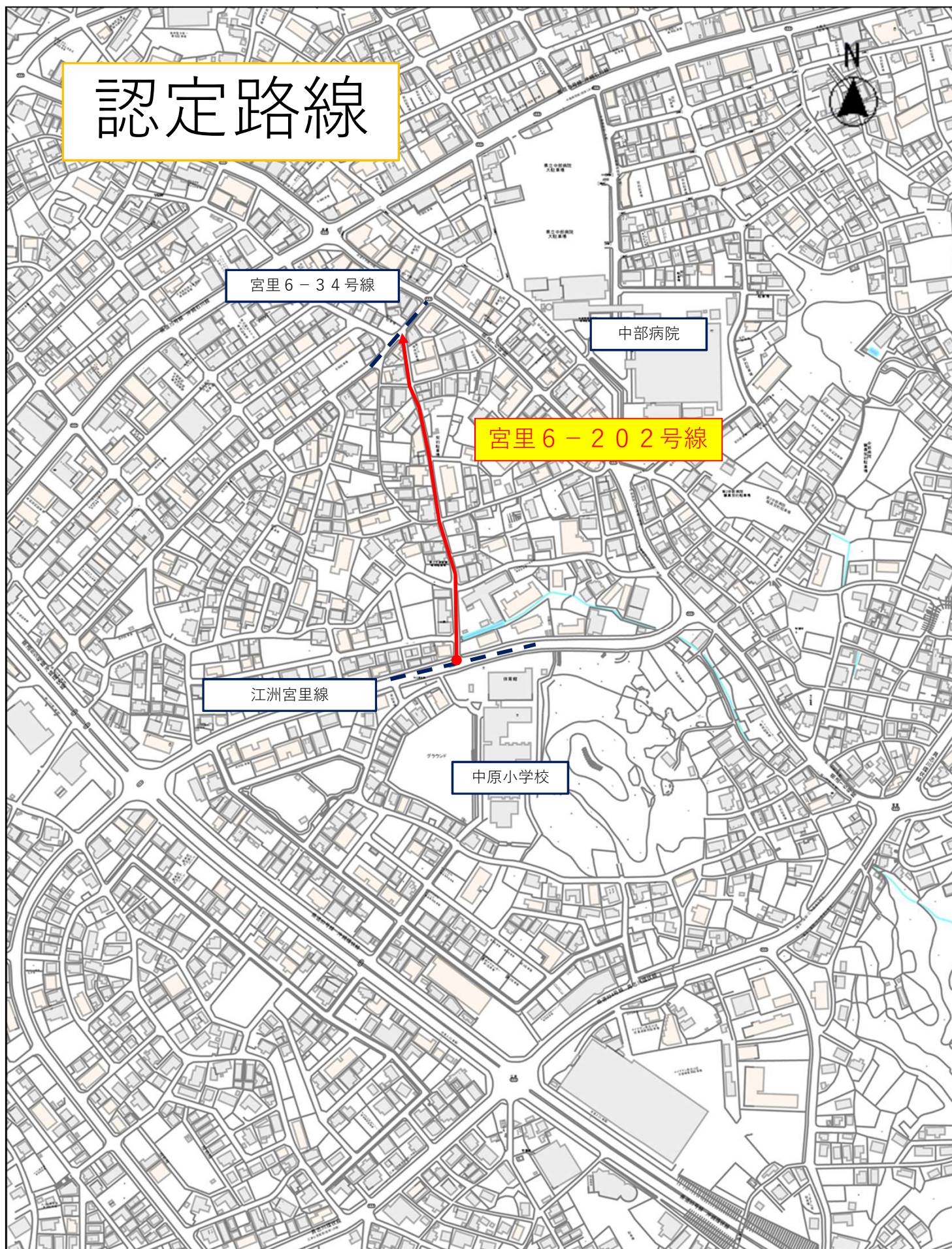
提案理由

路線延長の変更及び開発道路の市への帰属、道路の新設、国からの管理移管に伴い、市道の廃止及び認定を行う必要があるため提案する。

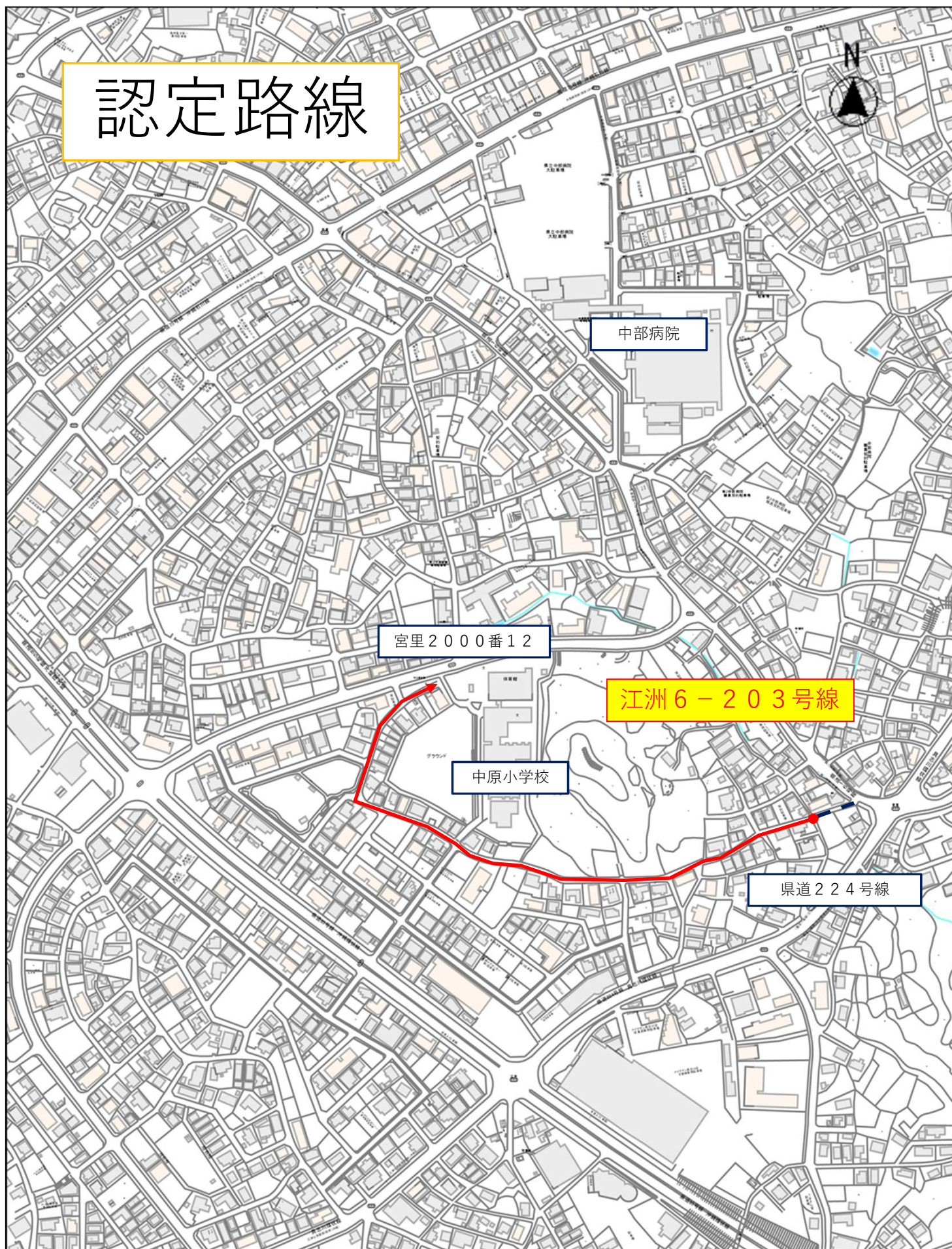
廃止路線



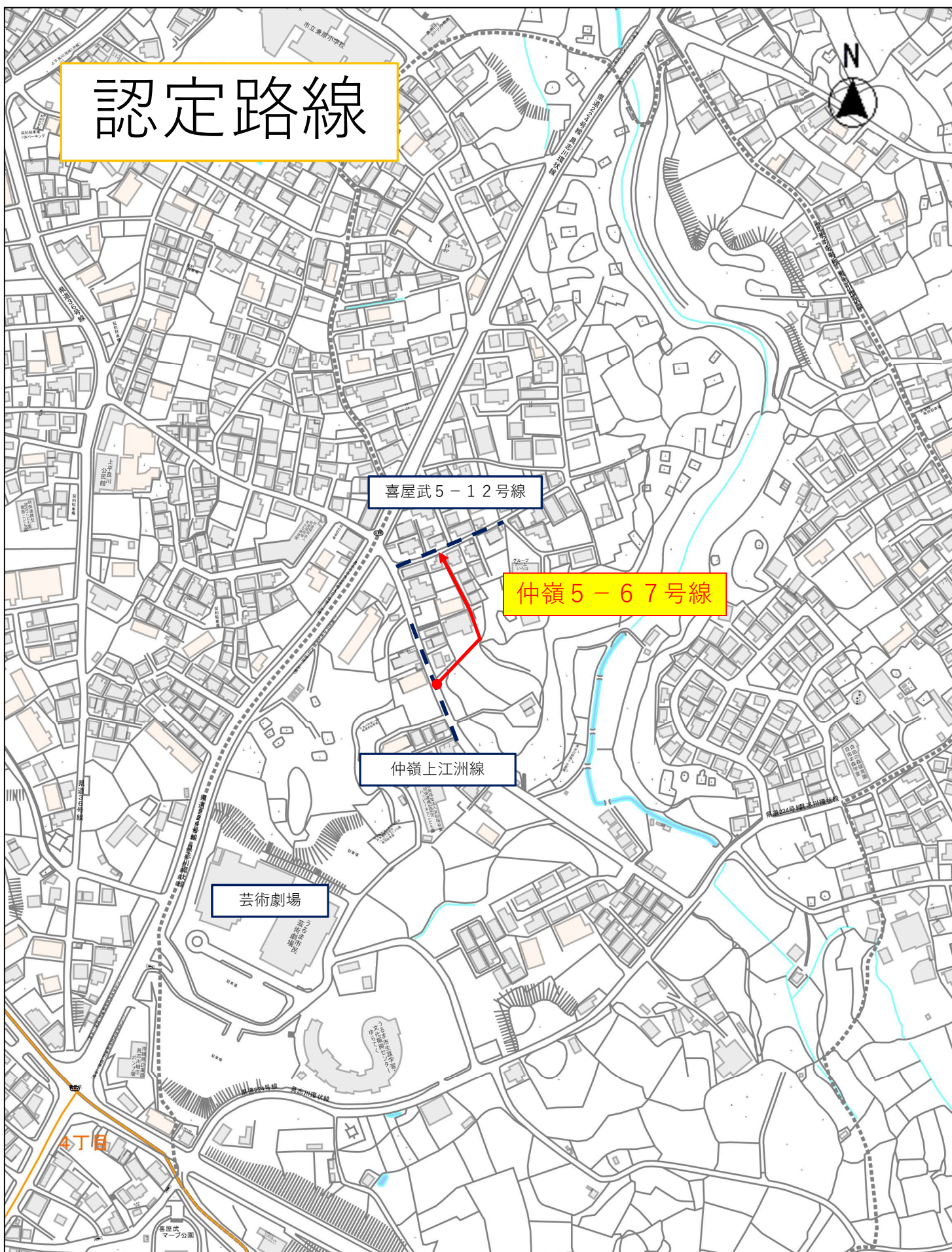
認定路線



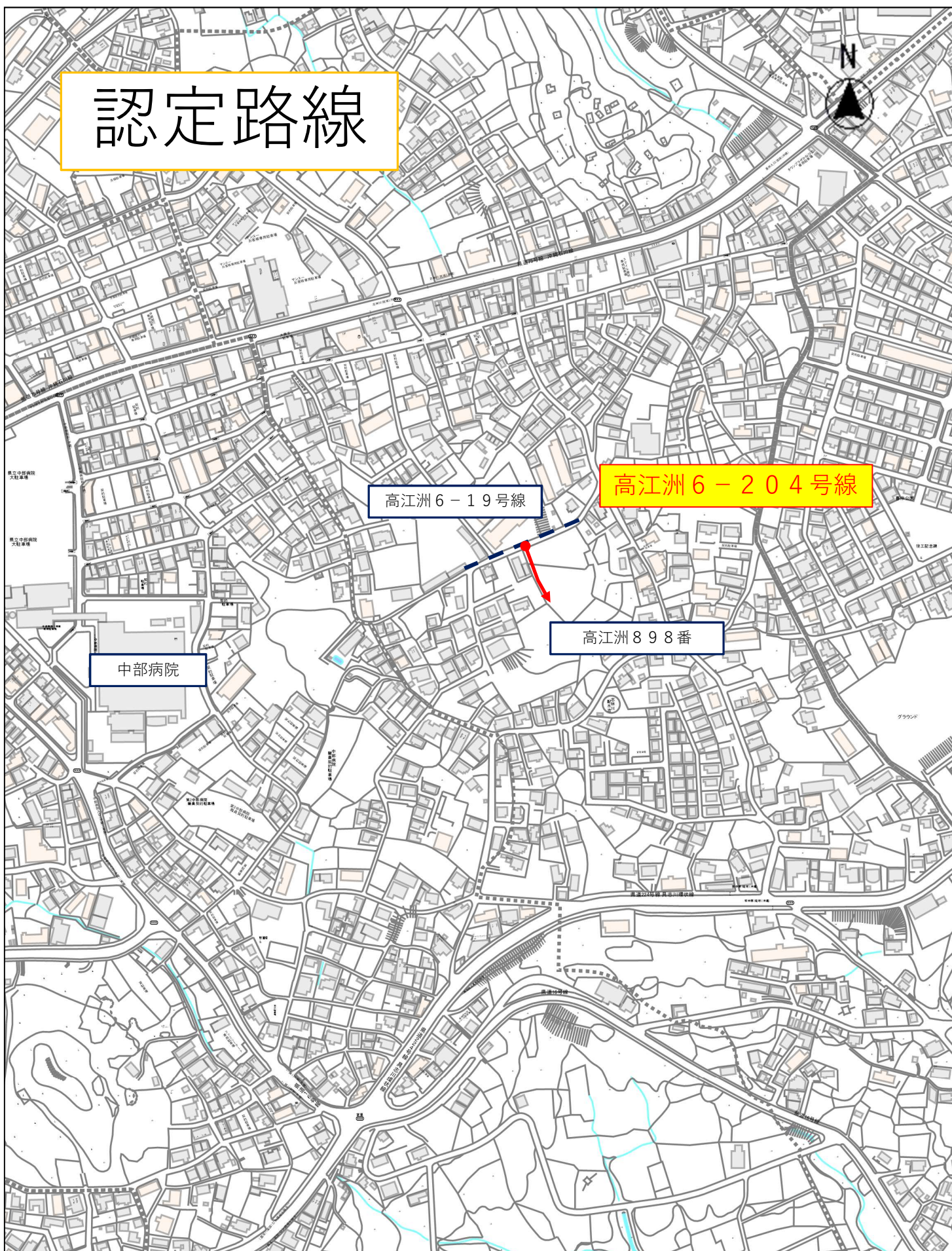
認定路線



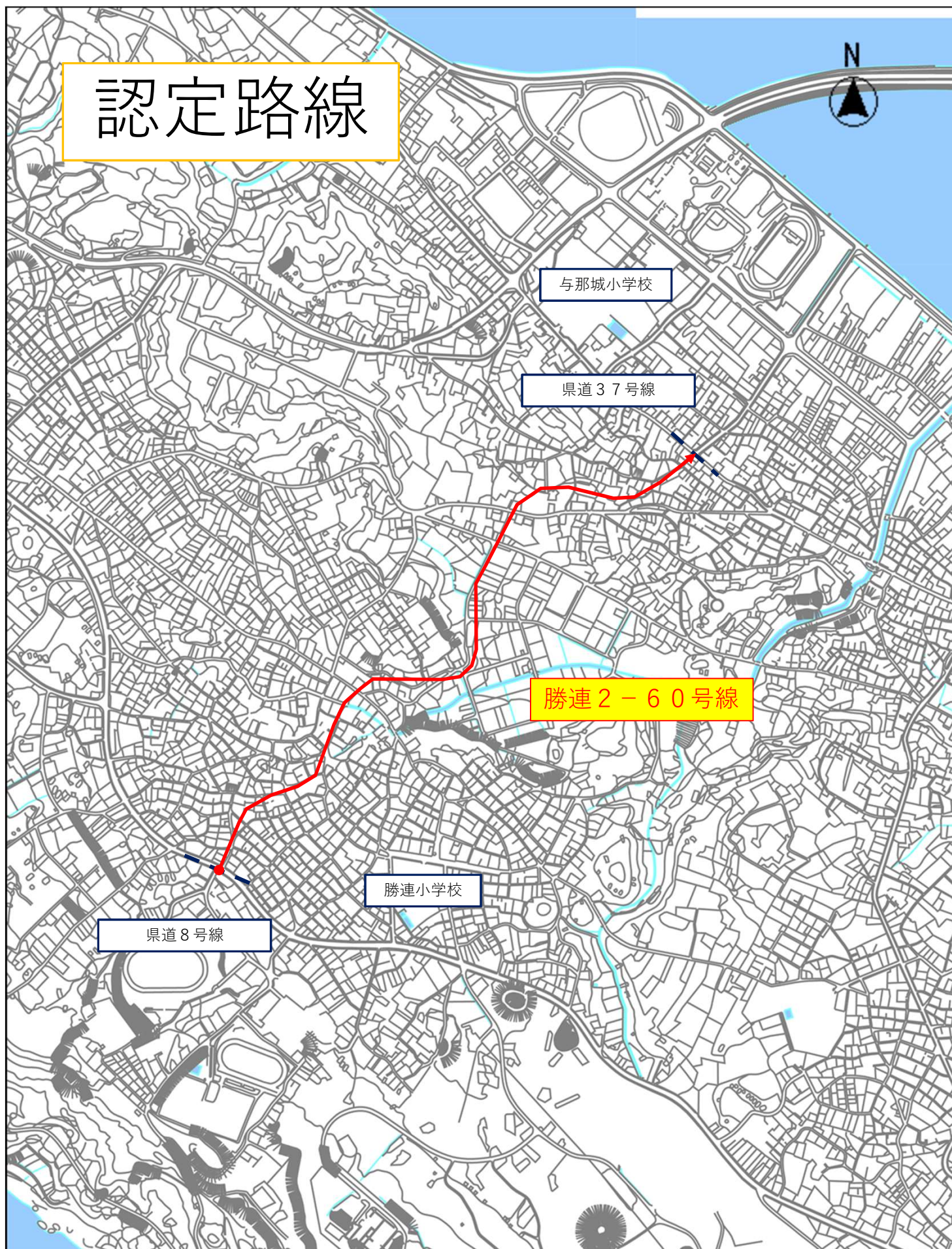
認定路線



認定路線



認定路線



認定路線

一般農道宮城線

与那城132号線

与那城宮城2783番

ぬちマース

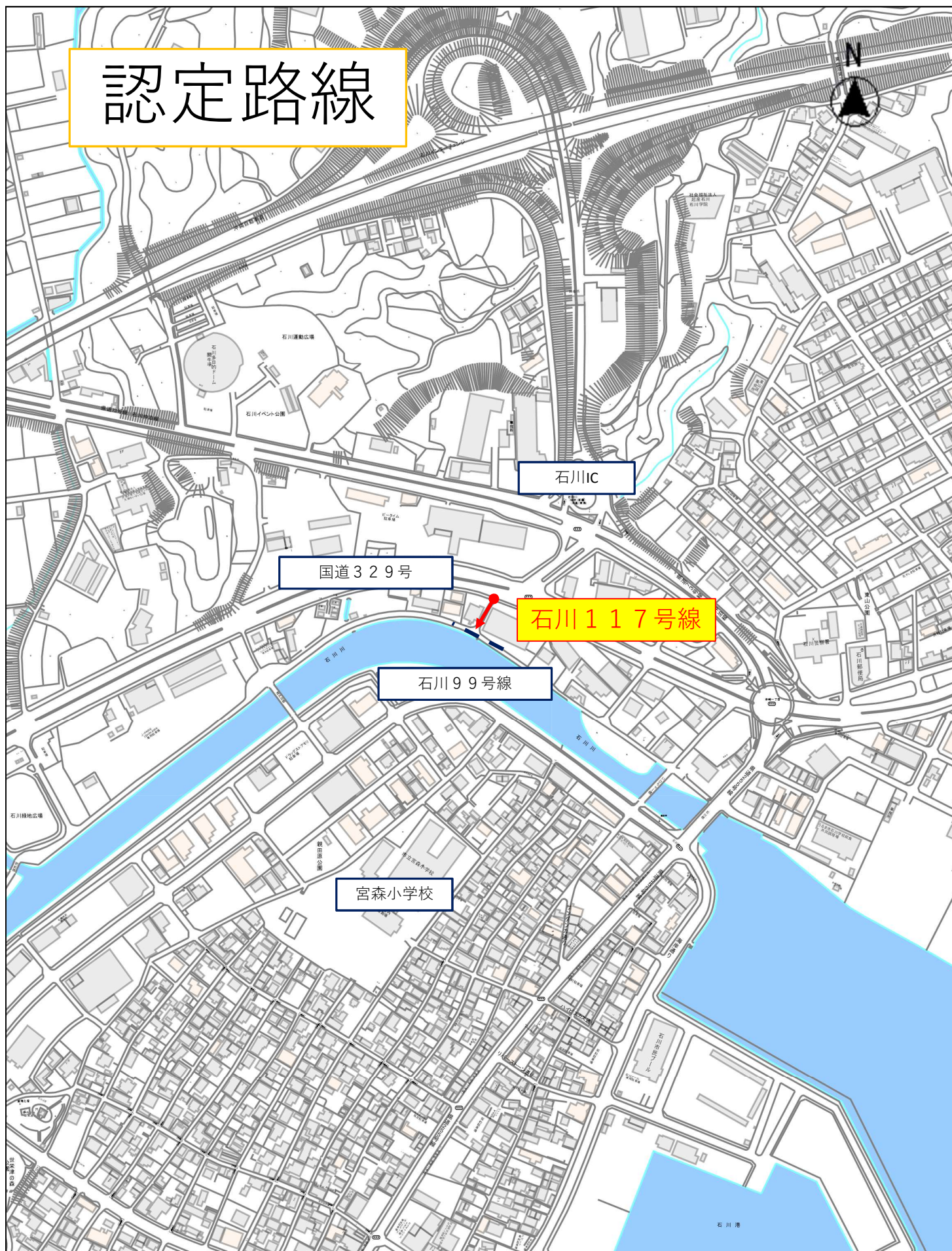
太平洋

宮城島

宮城島

太平洋

認定路線



議案第 63 号

物品の取得について（防火衣一式）

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 防火衣一式購入
- 2 物品の数量 職員 130 着、団員 20 着
- 3 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 4 契約金額 67,980,000 円
- 5 契約の相手方
住 所 南風原町字宮城 231 番地
商号又は名称 有限会社 新垣産業
氏 名 代表取締役 新垣 智志

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

防火衣一式購入事業における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第64号

物品の取得について（沖縄県消防指令センター備品購入事業（什器））

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 契約の目的 | 沖縄県消防指令センター備品購入事業（什器） |
| 2 物品の数量 | 事務用品一式 |
| 3 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | ¥21,406,000- |
| 5 契約の相手方 | |
| 住 所 | うるま市石川東恩納1130番地27 |
| 商号又は名称 | 有限会社 昭和事務機社 |
| 氏 名 | 代表取締役 村吉 政光 |

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

沖縄県消防指令センター備品購入事業（什器）における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 65 号

石川中学校屋内運動場改修工事（建築）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 石川中学校屋内運動場改修工事（建築）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 569,723,000 円
- 4 契約の相手方 うるま市与那城饒辺 192 番地の 3
琉幸建設（株）・（株）幸石建設・（有）南営工業
建設工事共同企業体
代表者 琉幸建設 株式会社
代表取締役 幸地 優

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

石川中学校屋内運動場改修工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 66 号

赤道小学校屋内運動場改修工事（建築）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 赤道小学校屋内運動場改修工事（建築）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 461,472,000 円
- 4 契約の相手方 うるま市字具志川 1373-4
（有）新秀建設・（有）大我組・（株）喜神サービス
建設工事共同企業体
代表者 有限会社 新秀建設
代表取締役 新垣 均

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

赤道小学校屋内運動場改修工事（建築）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 67 号

うるま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の育児休業等に関する条例（平成 20 年うるま市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同法」を「育児休業法」に、「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 18 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第 19 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 2 条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 19 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- （1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後のうるま市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 68 号

うるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「第 15 条の 3 第 1 項」を「第 15 条の 4 第 1 項」に改める。

第 15 条の 4 を第 15 条の 5 とし、第 15 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 15 条の 4 とする。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 15 条の 3 任命権者は、うるま市職員の育児休業等に関する条例（平成 20 年うるま市条例第 1 号）第 22 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） うるま市職員の育児休業等に関する条例第 22 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のうるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和6年人事院勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 69 号

うるま市議会議員及びうるま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

うるま市議会議員及びうるま市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和
4 年うるま市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

選挙運動の公費負担額を改訂するに当たり、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 70 号

うるま市税条例の一部を改正する条例

うるま市税条例（平成 17 年うるま市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により

製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のうるま市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のうるま市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、うるま市税条例第92条の2第

1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) うるま市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第 7 1 号

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年うるま市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

9 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 9 7 号）に定める事務であって規則で定めるもの
------	--

」を

「

9 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成 1 7 年うるま市条例第 9 7 号）に定める事務であって規則で定めるもの
1 0 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	うるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 市長	うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業による補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 中

「

1 0 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって

		規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険被保険者資格情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」を

「

10 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの

		国民健康保険被保険者資格 情報であって規則で定める もの
		住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
1 1 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による地 域生活支援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規 則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって 規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって 規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等 関係情報であって規則で定 めるもの
		身体障害者手帳関係情報で あって規則で定めるもの
		療育手帳関係情報であって 規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律（昭和25 年法律第123号）による 精神障害者保健福祉手帳に 関する情報であって規則で 定めるもの
1 2 市長	うるま市小児慢性特定疾病児童等日 常生活用具給付事業による用具の給 付に関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報であって規 則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって 規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって 規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等 関係情報であって規則で定 めるもの
		住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
1 3 市長	うるま市軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成事業による補聴器の購	地方税関係情報であって規 則で定めるもの

	入等に係る助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住民基本台帳情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供の求めに関し、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第72号

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第3号中「（事業所内保育事業」の次に「（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」を加え、「以下この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- （1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- （2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- （1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設で

あつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改める。

第29条第1項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改め、同条第2項第3号中「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、「おおむね15人につき1人」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改め、同条第2項第3号中「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、「おおむね15人につき1人」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加える。

第37条第4号中「深夜の勤務に従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第1項中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改め、同条第2項第3号中「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号

において同じ。)」を削り、「おおむね１５人につき１人」の次に「（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加える。

第４５条中「第６条第１号」を「第６条第１項第１号」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第６条第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第４７条第１項中「以下この条」の次に「及び次条」を加え、「第１２条の４第５項」を「第１２条の５第５項」に改め、同条第２項第３号中「（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を削り、「おおむね１５人につき１人」の次に「（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加える。

附則第２条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して１０年を経過する日までの間は、第１５条、第２２条第４号（調理設備に係る部分に限る。）及び第２３条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第１０条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第３条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「市町村」を「市」に、「５年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 73 号

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年うるま市条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に、「同号」を「同
項」に改める。

第 39 条第 2 項中「特定満 3 歳未満」を「特定満 3 歳以上」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「支援を行う」を「支
援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「この
号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 8 項を第 10
項とし、第 7 項を第 9 項とし、同条第 6 項中「場合にあっては」の次に「、第 1 項本文の
規定にかかわらず」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「前項」の次に「（同
項第 2 号に係る部分に限る。）」を加え、「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条
第 7 項とし、同条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととす
ることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読
み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育
事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的
に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に
際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づ
き、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条中第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を同条第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため

の措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第51条第3項中「（特定満3歳以上保育認定子どもを除く）の次に「。」を加え、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改める。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 74 号

うるま市印鑑条例の一部を改正する条例

うるま市印鑑条例（平成 17 年うるま市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第 6 条の見出し中「規制」を「制限」に改め、同条第 1 項第 1 号中「。ただし、住民票に旧字体で記載されている氏名が、常用漢字に替えられているものを除く。」を削る。

第 8 条（見出しを含む。）中「再交付」を「引換交付」に改める。

第 13 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項の個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者が個人番号カードを提示して当該申請を行うときは、登録証の提示を要しないものとする。

第 13 条の 2 第 1 項第 1 号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、」を削り、「をいう」を「に限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 75 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市予防接種率向上対策会議	予防接種率の向上について協議すること。
-----------------	---------------------

」を

「

うるま市予防接種率向上対策会議	予防接種率の向上について協議すること。
うるま市新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等の対策に関し、必要な事項を調査審議すること。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

予防接種率向上対策会議委員	医師である委員	日額 10,000
	医師以外の委員	日額 4,000

」を

「

予防接種率向上対策会議委員	医師である委員	日額 10,000
	医師以外の委員	日額 4,000

うるま市新型インフルエンザ等対策有識者会議	学識経験者	日額 10,000
	その他	日額 4,000

」に

改める。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市新型インフルエンザ等対策有識者会議を設置するため、当該条例を改正する
 必要があり提案する。

議案第 76 号

うるま市 I T 事業支援センター条例の一部を改正する条例

うるま市 I T 事業支援センター条例（平成 19 年うるま市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2 体育館

団体・専用利用（10名以上）			個人		
	基準額（1時間）	照明料（1時間）		基準額（1時間）	照明料（1時間）
全面	1,000円	300円	入居企業職員	50円	20円
半面	500円	200円	市民	50円	20円
			市民以外	100円	20円

」を

「

2 体育館

	基準額（1時間）	照明料（1時間）
全面	1,000円	300円
半面	500円	200円

」に

改める。

附 則

- この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の別表は、この条例の施行の日以後に体育館を利用するものから適用し、同日前に体育館を利用するものについては、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市 I T 事業支援センター体育館の個人利用区分の運用を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 77 号

うるま市立体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 うるま市立体育施設条例（平成 21 年うるま市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「別表第 3 から別表第 11 に定める」を削り、同条第 2 項中「別表第 11」を「別表第 12」に改める。

別表第 3 中

「

区分			単位		利用料 金	照明料	
						具志川	石川
専用使用以外	卓球	小・中・高校生	1台	1時間	100円	—円	1灯1時間につき 35円
		大学生・一般	1台	1時間	150円	50円	
	バレーボール	小・中・高校生	1面	1時間	200円	400円	
		大学生・一般	1面	1時間	250円	400円	
	バスケットボール ハンドボール	小・中・高校生	1面	1時間	250円	400円	
		大学生・一般	1面	1時間	300円	400円	
	バドミントン	小・中・高校生	1面	1時間	150円	100円	
		大学生・一般	1面	1時間	200円	100円	
	柔剣道場	小・中・高校生		1時間	200円	100円	
		大学生・一般		1時間	250円	100円	
	ジョギング	小・中・高校生		1時間	50円		
		大学生・一般		1時間			
	トレーニング室	大学生・一般		1時間	100円	50円	

相撲場	小・中・高校生		1 時間	1 0 0 円	
	大学生・一般		1 時間	3 0 0 円	
その他	使用面積に応じて徴収する。				

」を

「

区分			単位		利用料 金	照明料	
						具志川	石川
専用使 用以外	卓球	小・中・高校生	1 台	1 時間	1 0 0 円	一円	1 0 0 円
		大学生・一般	1 台	1 時間	1 5 0 円	5 0 円	1 0 0 円
	バレー ボール	小・中・高校生	1 面	1 時間	2 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円
		大学生・一般	1 面	1 時間	2 5 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円
	バスケット ボール	小・中・高校生	1 面	1 時間	2 5 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円
		大学生・一般	1 面	1 時間	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円
	バドミン トン	小・中・高校生	1 面	1 時間	1 5 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
		大学生・一般	1 面	1 時間	2 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
	柔剣道場	小・中・高校生	1 時間		2 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
		大学生・一般	1 時間		2 5 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
	ジョギング		1 時間		5 0 円		
	トレーニング室		1 時間		1 0 0 円	5 0 円	5 0 円
	相撲場	小・中・高校生	1 時間		1 0 0 円		
		大学生・一般	1 時間		3 0 0 円		

その他競技	競技の使用面積に応じて、別表内の他の競技に規定する利用料金及び照明料を徴収する。
-------	--

」に、

「

シャワー	1人1回につき	20円
------	---------	-----

」を

「

シャワー	1人1回につき	100円
------	---------	------

」に改める。

別表第4中

「

投球練習場 (うるま市具志川 野球場に限る。)	小・中・高校生	1時間につき	500円
	大学生・一般	1時間につき	1,000円
	職業チーム	1時間につき	1,500円

」を

「

投球練習場 (うるま市具志川 野球場に限る。)	小・中・高校生	1時間につき	500円
	大学生・一般	1時間につき	1,000円
	職業チーム	1時間につき	1,500円
サブグラウンド (うるま市具志川 野球場に限る。)	小・中・高校生	1時間につき	200円
	大学生・一般	1時間につき	300円
	職業チーム	1時間につき	500円

」に改める。

別表第6中

「

アマチュアスポーツ等に 利用する場合

」を

「

使用者が入場者から入 場料を徴収しない場合

」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第21条関係）

うるま市与那城総合公園多目的広場

区分		利用料金
専用使用	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき 250円
	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収する場合	1時間につき 2,500円
専用使用以外		1時間につき 250円
照明施設使用	全点灯	1時間につき 1,600円
	1／2点灯	1時間につき 800円
衛生費	興行	1時間につき 2,500円
	大会	1時間につき 400円

備考

- 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 使用許可時間を超えて使用した場合は、その超過した時間（1時間未満は1時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 3 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外のものが使用する場合は、この表に定める利用料金の100分の50に相当する金額を加算する。
- 4 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第8中

「

スポーツ及びレクリエーションの普及並びに振興又は催物のために使用する場合	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	小・中・高校生	1時間につき 250円
		大学生・一般	1時間につき 500円
		職業チーム	1時間につき 2,000円
		その他の興行	1時間につき 2,000円
	使用者が入場者から入場	小・中・高校生	1時間につき 650円

	料、会費等を徴収する場合	大学生・一般	1時間につき 900円
		職業チーム	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額（税込）に100を乗じて得た額を加算する。
		その他の興行	

」を

「

専用使用	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	小・中・高校生	1時間につき 250円
		大学生・一般	1時間につき 500円
		職業チーム	1時間につき 2,000円
		その他の興行	1時間につき 2,000円
	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収する場合	小・中・高校生	1時間につき 650円
		大学生・一般	1時間につき 900円
		職業チーム	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額（税込）に100を乗じて得た額を加算する。
		その他の興行	
専用使用以外		小・中・高校生	1時間につき 250円
		大学生・一般	1時間につき 500円
		職業チーム	1時間につき 2,000円
		その他の興行	1時間につき 2,000円

」に

改める。

別表第 11 中

スポーツ及びレクリエーションの普及並びに振興又は催物のために使用する場合	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	小・中・高校生	1 時間につき	3 8 0 円
		大学生・一般	1 時間につき	7 5 0 円
		職業チーム	1 時間につき	3, 0 0 0 円
		その他の興行	1 時間につき	3, 0 0 0 円
	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収する場合	小・中・高校生	1 時間につき	9 8 0 円
		大学生・一般	1 時間につき	1, 3 5 0 円
		職業チーム	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額（税込）に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。	
		その他の興行		

」を

専用使用	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	小・中・高校生	1 時間につき	6 0 0 円	
		大学生・一般	1 時間につき	1, 2 0 0 円	
		職業チーム	1 時間につき	4, 8 0 0 円	
		その他の興行	0 円		
	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収する場合	小・中・高校生	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額（税込）に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。		
		大学生・一般			
		職業チーム			
		その他の興行			
専用使用以外		小・中・高校生	1 時間につき	6 0 0 円	
		大学生・一般	1 時間につき	1, 2 0 0 円	
		職業チーム	1 時間につき	4, 8 0 0 円	

」に

改める。

別表第 1 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 2 (第 2 1 条関係)

うるま市与那城総合公園陸上競技場

区分			利用料金
専用使用	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収しない場合	小・中・高校生	1 時間につき 5 0 0 円
		大学生・一般	1 時間につき 1, 0 0 0 円
		職業チーム	1 時間につき 4, 0 0 0 円
		その他の興行	
	使用者が入場者から入場料、会費等を徴収する場合	小・中・高校生	入場料を徴収しない場合の料金で計算して得た額に、最高入場料額(税込)に 1 0 0 を乗じて得た額を加算する。
		大学生・一般	
		職業チーム	
		その他の興行	
専用使用以外	人工芝グラウンド(全面)	小・中・高校生	1 時間につき 5 0 0 円
		大学生・一般	1 時間につき 1, 0 0 0 円
		職業チーム	1 時間につき 4, 0 0 0 円
	人工芝グラウンド(半面)	人工芝グラウンド(全面)に定める利用料金に 1 / 2 を乗じた額	
	トラック・フィールド(人工芝グラウンド以外)	小・中・高校生	1 人につき 1 回 5 0 円
		大学生・一般	1 人につき 1 回 1 0 0 円
附属用備品使用	競技用備品		備品 1 点につき 5 0 円
照明施設使用	全点灯		1 時間につき 1, 6 0 0 円
	1 / 2 点灯		1 時間につき 8 0 0 円
附属施設使用	シャワー		1 人 1 回につき 1 0 0 円
	放送設備		1 日 1 回につき 1, 0 0 0 円
	トレーニング室		1 人 1 回につき 1 0 0 円
衛生費	興行		1 時間につき 2, 5 0 0 円
	大会		1 時間につき 4 0 0 円

備考

- 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものと

する。

- 2 使用許可時間を超えて使用した場合は、その超過した時間（1 時間未満は 1 時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 3 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外のものが使用する場合は、この表に定める利用料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当する金額を加算する。
- 4 利用料金の計算において、1 0 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 就学前の者が利用する場合は、「小・中・高校生」の区分により利用料金を徴収する。

第 2 条 うるま市立体育施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項中「別表第 1 2」を「別表第 1 3」に改める。

別表第 1 中

「	
名称	位置
」を	
「	
名称	位置
うるま市総合体育館	うるま市字大田 4 2 1 番地
」に	

改める。

別表第 2 中

「	
体育施設の名称	開館時間
」を	
「	
体育施設の名称	開館時間
うるま市総合体育館	午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
」に	

改める。

別表第 1 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 3（第 2 1 条関係）

うるま市総合体育館

区分				利用料金		
専用 使用	メイン アリーナ	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツチーム が使用する場 合	1時間につき 3， 0 0 0 円		
			プロスポーツ チームが使用 する場合又は その他の催物 に使用する場 合	1時間につき 5， 0 0 0 円		
		入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツチーム が使用する場 合	1時間につき 3， 3 0 0 円	最高入場料（税込） に1 0 0を乗じて得 た額を、左記の額に 加算する。	
			プロスポーツ チームが使用 する場合又は その他の催物 に使用する場 合	1時間につき 1 0， 0 0 0 円		
		2階観客席・ランニン グコース		1時間につき 1， 0 0 0 円		
		照明施設		1時間につき 3， 0 0 0 円		
		空調施設		1時間につき 6， 0 0 0 円		
		衛生費	興行	1時間につき 3， 0 0 0 円		
			大会	1時間につき 5 0 0 円		
	サブア リーナ	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツチーム が使用する場 合	1時間につき 1， 0 0 0 円		
			プロスポーツ チームが使用 する場合又は その他の催物 に使用する場 合	1時間につき 3， 0 0 0 円		
		入場料	アマチュアス	1時間につき	最高入場料（税込）	

	を徴収する場合	ポーツチームが使用する場合	1, 200円	に100を乗じて得た額を、左記の額に加算する。	
		プロスポーツチームが使用する場合又はその他の催物に使用する場合	1時間につき 5, 000円		
		照明施設		1時間につき 1, 000円	
		空調施設		1時間につき 2, 000円	
		衛生費	興行	1時間につき 3, 000円	
	大会		1時間につき 500円		
	プール	入場料を徴収しない場合	1時間につき 3, 000円		
		入場料を徴収する場合	1時間につき 6, 000円		
		空調施設	1時間につき 1, 000円		
	多目的室			1時間につき 1, 000円	
		照明施設	1室	1時間につき 200円	
		空調施設	1室	1時間につき 400円	
専用使用以外	卓球	1台	小・中・高校生	1時間につき 200円	空調料金として200円を左記の額に加算する。
			大学生・一般	1時間につき 400円	
	バレーボール	1面	小・中・高校生	1時間につき 300円	空調料金として600円を左記の額に加算する。
			大学生・一般	1時間につき 600円	
	バスケットボール	1面	小・中・高校生	1時間につき 400円	空調料金として600円を左記の額に加算する。
			大学生・一般	1時間につき 800円	
	ハンドボール	1面	小・中・高校生	1時間につき 500円	空調料金として600円を左記の額に加算する。
			大学生・一般	1時間につき	

			1, 0 0 0 円	
フットサル	1 面	小・中・高校生	1 時間につき 5 0 0 円	空調料金として 6 0 0 円を左記の額に加算する。
		大学生・一般	1 時間につき 1, 0 0 0 円	
バドミントン	1 面	小・中・高校生	1 時間につき 2 0 0 円	空調料金として 2 0 0 円を左記の額に加算する。
		大学生・一般	1 時間につき 4 0 0 円	
トランポリン	1 面	小・中・高校生	1 時間につき 3 0 0 円	空調料金として 2 0 0 円を左記の額に加算する。
		大学生・一般	1 時間につき 6 0 0 円	
柔道・ 剣道・ 空手	小・中・高校生		1 時間につき 3 0 0 円	空調料金として 4 0 0 円を左記の額に加算する。
	大学生・一般		1 時間につき 6 0 0 円	
その他 競技	競技の使用面積に応じて、別表内の他の競技に規定する利用料金を徴収する。			
プール	幼児		1 時間につき	1 0 0 円
	小・中学生		1 時間につき	1 5 0 円
	高校生		1 時間につき	2 0 0 円
	大人		1 時間につき	3 0 0 円
ランニング コース	1 時間につき 1 0 0 円			
トレー ニング ルーム	1 時間につき 2 0 0 円			空調料金として 1 0 0 円を左記の額に加算する。
多目的 室	1 人 1 時間につき 2 0 0 円			空調料金として 1 0 0 円を左記の額に加算する。
附属 設備	審判員 控室	1 時間につき 2 0 0 円		空調料金として 2 0 0 円を左記の額に加算する。
	中会議 室（運 営会議 室）	1 時間につき 3 0 0 円		

小会議 室	1 時間につき 2 0 0 円
応接室	1 時間につき 2 0 0 円
放送 室・映 像処理 室	1 時間につき 8 0 0 円
シャ ワー	1 人 1 回につき 1 0 0 円

備考

- 1 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 2 使用許可時間を超えて使用した場合は、その超過した時間（1 時間未満は 1 時間とみなす。）に応じ超過利用料金を徴収する。
- 3 市民（本市に居住する者及び本市に事務所を有する団体をいう。）以外のものが使用する場合は利用料金は、この表に定める利用料金の 1 0 0 分の 5 0 に相当する金額を加算する。
- 4 利用料金の計算において、1 0 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 就学前の者が利用する場合は、「小・中・高校生」の区分により利用料金を徴収する（プールを除く。）。
- 6 空調料金は 4 月から 1 2 月までの期間において一律徴収するものとする。附属設備の空調の使用有無は利用者判断とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 附則第 1 項、第 3 項及び第 4 項 公布の日
 - （2） 第 1 条及び附則第 2 項 令和 8 年 4 月 1 日
 - （3） 附則第 5 項 公布の日から起算して 4 年 9 月を超えない範囲内において規則で定める日
 - （4） 第 2 条 公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後のうるま市立体育施設条例の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行日以後に体育施設を利用するものから適用し、同日前に体育施設を利用するものについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後のうるま市立体育施設条例の規定によるうるま市具志川野球場サブグラウンドの利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。
- 4 第2条の規定による改正後のうるま市立体育施設条例の規定によるうるま市総合体育館の指定管理者の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前においても、改正後のうるま市立体育施設条例の規定の例により行うことができる。
- 5 第2条の規定による改正後のうるま市立体育施設条例の規定によるうるま市総合体育館の利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前においても、改正後のうるま市立体育施設条例の規定の例により行うことができる。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市総合体育館の設置及び与那城総合公園陸上競技場等の利用料金の改定等をするため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 78 号

金武町とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託に関する協議について

金武町とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託を受けることについて、別紙規約のとおり金武町と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

金武町とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務を受けることについて、金武町と協議したいので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を得る必要があり提案する。

うるま市と金武町のし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 金武町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げるし尿及び浄化槽汚泥受入施設（以下「し尿等受入施設」という。）の共同整備等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をうるま市に委託する。

- (1) し尿等受入施設の建設に関する事務
- (2) し尿等受入施設の運営に関する事務
- (3) し尿等受入施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、うるま市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、金武町が負担するものとし、金武町は、あらかじめ、これをうるま市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、金武町とうるま市が協議して定める。この場合において、うるま市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を金武町長に送付するものとする。

3 各年度において、うるま市が委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、金武町がうるま市に納付した額に過不足があるときは、金武町とうるま市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、うるま市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料又は手数料等の収入は、全てうるま市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 うるま市長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額があるとき

は、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、うるま市長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに金武町長に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 うるま市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を金武町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に金武町長と連絡会議を開くものとする。ただし、金武町長から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、うるま市長は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 うるま市は、委託事務の管理及び執行について適用されるうるま市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ金武町に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 うるま市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を金武町に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、金武町は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、金武町とうるま市が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年 月 日から施行する。

(条例等の公表)

2 金武町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するうるま市の条例が、金武町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止に伴う処理)

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収

支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、うるま市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について金武町とうるま市が協議して定めるものとする。

議案第 79 号

恩納村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託に関する協議について

恩納村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託を受けることについて、別紙規約のとおり恩納村と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

恩納村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務を受けることについて、恩納村と協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得る必要があり提案する。

うるま市と恩納村のし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 恩納村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げるし尿及び浄化槽汚泥受入施設（以下「し尿等受入施設」という。）の共同整備等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をうるま市に委託する。

- (1) し尿等受入施設の建設に関する事務
- (2) し尿等受入施設の運営に関する事務
- (3) し尿等受入施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、うるま市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、恩納村が負担するものとし、恩納村は、あらかじめ、これをうるま市に納付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、恩納村とうるま市が協議して定める。この場合において、うるま市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を恩納村長に送付するものとする。
- 3 各年度において、うるま市が委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、恩納村がうるま市に納付した額に過不足があるときは、恩納村とうるま市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、うるま市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料又は手数料等の収入は、全てうるま市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 うるま市長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額があるとき

は、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、うるま市長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに恩納村長に提出するものとする。

（決算の場合の措置）

第7条 うるま市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を恩納村長に通知するものとする。

（連絡会議）

第8条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に恩納村長と連絡会議を開くものとする。ただし、恩納村長から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、うるま市長は臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第9条 うるま市は、委託事務の管理及び執行について適用されるうるま市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ恩納村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 うるま市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を恩納村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、恩納村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（補則）

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、恩納村とうるま市が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和7年 月 日から施行する。

（条例等の公表）

2 恩納村長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するうるま市の条例が、恩納村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

（委託事務の廃止に伴う処理）

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収

支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、うるま市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について恩納村とうるま市が協議して定めるものとする。

議案第80号

嘉手納町とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託に関する協議について

嘉手納町とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託を受けることについて、別紙規約のとおり嘉手納町と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

嘉手納町とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務を受けることについて、嘉手納町と協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得る必要があり提案する。

うるま市と嘉手納町のし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務
の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 嘉手納町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げるし尿及び浄化槽汚泥受入施設（以下「し尿等受入施設」という。）の共同整備等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をうるま市に委託する。

- (1) し尿等受入施設の建設に関する事務
- (2) し尿等受入施設の運営に関する事務
- (3) し尿等受入施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、うるま市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、嘉手納町が負担するものとし、嘉手納町は、あらかじめ、これをうるま市に納付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、嘉手納町とうるま市が協議して定める。この場合において、うるま市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を嘉手納町長に送付するものとする。
- 3 各年度において、うるま市が委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、嘉手納町がうるま市に納付した額に過不足があるときは、嘉手納町とうるま市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、うるま市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料又は手数料等の収入は、全てうるま市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 うるま市長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額があるとき

は、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、うるま市長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに嘉手納町長に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 うるま市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を嘉手納町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に嘉手納町長と連絡会議を開くものとする。ただし、嘉手納町長から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、うるま市長は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 うるま市は、委託事務の管理及び執行について適用されるうるま市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ嘉手納町に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 うるま市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を嘉手納町に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、嘉手納町は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、嘉手納町とうるま市が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年 月 日から施行する。

(条例等の公表)

2 嘉手納町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するうるま市の条例が、嘉手納町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止に伴う処理)

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収

支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、うるま市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について嘉手納町とうるま市が協議して定めるものとする。

議案第 81 号

読谷村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託に関する協議について

読谷村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の委託を受けることについて、別紙規約のとおり読谷村と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

読谷村とうるま市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務を受けることについて、読谷村と協議したいので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を得る必要があり提案する。

うるま市と読谷村のし尿及び浄化槽汚泥受入施設の共同整備等に関する事務の
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 読谷村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次に掲げるし尿及び浄化槽汚泥受入施設（以下「し尿等受入施設」という。）の共同整備等に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行をうるま市に委託する。

- (1) し尿等受入施設の建設に関する事務
- (2) し尿等受入施設の運営に関する事務
- (3) し尿等受入施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、うるま市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、読谷村が負担するものとし、読谷村は、あらかじめ、これをうるま市に納付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、読谷村とうるま市が協議して定める。この場合において、うるま市長は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を読谷村長に送付するものとする。
- 3 各年度において、うるま市が委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、読谷村がうるま市に納付した額に過不足があるときは、読谷村とうるま市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、うるま市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料又は手数料等の収入は、全てうるま市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 うるま市長は、各年度において、委託事務の執行に係る予算に残額があるとき

は、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、うるま市長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに読谷村長に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 うるま市長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を読谷村長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 うるま市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期に読谷村長と連絡会議を開くものとする。ただし、読谷村長から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、うるま市長は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 うるま市は、委託事務の管理及び執行について適用されるうるま市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ読谷村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 うるま市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を読谷村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、読谷村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、読谷村とうるま市が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年 月 日から施行する。

(条例等の公表)

2 読谷村長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するうるま市の条例が、読谷村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務の廃止に伴う処理)

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収

支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、うるま市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について読谷村とうるま市が協議して定めるものとする。

議案第 8 2 号

訴えの提起についての議決内容の一部変更について

令和 6 年 6 月 第 1 7 6 回 うるま市議会定例会議案第 5 6 号をもって議決された訴えの提起の内容の一部を次のように変更する。

第 3 項を次のように変更する。

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物のうち、別紙図面記載①から⑤部分を明け渡せ
- (2) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物のうち、別紙図面記載⑥部分に設置されたウッドデッキを収去し同建物を明け渡せ
- (3) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物のうち、別紙図面記載⑦部分を明け渡せ
- (4) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、別紙図面記載⑧部分に設置されたウッドデッキを収去し同土地を明け渡せ
- (5) 被告は、原告に対し、1 3 1 2 万 6 8 1 0 円及び令和 7 年 3 月 1 日から第 1 号から第 4 号までの明渡しまで 1 か月当たり 2 7 万 3 4 2 9 円の割合による金員を支払え
- (6) 被告は、原告に対し、8 9 9 万 2 8 8 2 円を支払え
- (7) 訴訟費用は被告の負担とする

令和 7 年 9 月 5 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

訴えの提起において動産等の収去及び使用料相当損害金等の請求の脱漏が判明したため、議決内容の一部を変更する必要がある、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号により議会の議決を必要とするため提案する。